

交通事故等にあったとき（第三者の行為によりおケガをされた場合）

健康保険で治療を受けるときは、すぐに健康保険組合へ連絡を！

第三者行為とは？

病気やケガ、死亡の原因が交通事故（自損事故を含む）、ケンカなど他人の行為が原因でけがをした場合、「第三者行為」といいます。

第三者行為と健康保険

その医療費は本来、第三者＝加害者が自賠責保険（自動車損害賠償法に基づく強制保険）や任意保険などから支払うのが原則ですが、健康保険を使って治療を受けることはできません（※）。

ただし、健康保険で治療を受けた場合には、もともと加害者が支払うべき治療費を健康保険組合が一旦立て替えて支払ったこととなりますので、その部分についての費用は、健康保険組合が加害者（または加害者が加入する保険会社）に対して損害賠償を請求することになります（健康保険法第57条）。

※ 業務上や通勤途上の病気やケガについては、健康保険ではなく労災保険で医療を受けることとなります。すみやかに勤務先へご報告いただき、労働災害の手続きをしてください。

届出義務

この請求をするためには、「第三者行為による傷病届」が必要です。その際は、「第三者の行為による届出」の書類をご提出いただく必要がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます（健康保険法施行規則第65条）。

なお、健康保険で治療を受けたときは、示談する前に健康保険組合に治療終了日（症状固定を含む）を連絡し、ご自身で加害者と示談することのないようお願い致します。

皆さまからお預かりしている大切な保険料を回収公平かつ適切に運用していくため、令和3年4月より第三者行為にかかわる求償の業務を下記機関に委託します。第三者行為に関する業務について委託先より直接連絡が入り、回答が必要になることがありますので、その際にはご協力ください。

委託業者：株式会社 大正オーディット

株式会社 大正オーディット レセプト部

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス7F

Tel 03- 6805-6261

株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。

業務委託により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、診療報酬明細書（レセプト）の点検に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約を締結しております。